議長になって思うこと

常議員会議長　林　史雄（33期）

はじめに

昨年（2015年）は戦後70年として弁護士会でも平和を願ういろいろな行事が行われました。私が生まれる直前まで，日本は無謀な戦争に手を染め，未曽有の人の命を奪いそして破れました。日露戦争の講和であるポーツマス条約は，太平洋戦争への出発点だったと書かれた著作（「ポーツマスの旗」吉村昭）を読みました。九州の小藩であった飫肥藩の下級武士小村寿太郎の大国ロシアとの条約交渉の話です。日本中が焼け野原となった敗戦に至る，長くて短いみちのりの第1歩と評価するものです。

戦後の民主教育

さて，私は，昨年の4月から東京弁護士会の常議員会議長を務めています。私が生まれたのは，敗戦から2年後の日本国憲法施行直後です。私は，現憲法と同い年です。新憲法のもとで民主教育を受けて育った最初の世代ということになります。今では当たり前の事だと思いますが，小学校高学年になるとクラス委員の選挙が行われ，黒板に投票数を記録する正の字が書かれてゆく光景を覚えています。クラス会は委員長が議長となって進行します。

物事は多数決で決めること，少数意見を尊重すること，議長には議決権が無く，可否同数の時にのみキャスティングボードを行使すること等々，戦後の混乱期から学校において民主教育が行われていたことが窺えます。

議論が大切なこと

今，私は，この幼い日の事を思い出しながら弁護士会の議長を務めています。質問や意見はできる限り制限することをしないで，自由で活発な議論の場となるように心がけています。同一の舞台の上で議論し結論を出すことが民主主義の原則だと理解しています。共通の場での議論・決定が放棄された後には，実力による解決しか残されておらず，それはむき出し暴力による争い，実力行使，戦闘への道が待っているのでしょう。世界各地で戦火が多発していることを思えば，未だ人類は紛争解決の方法において高度な文明を実現していないということになります。そうです，私たち弁護士は，平和的紛争解決をその職責としているのですよね。

本年度の常議員会

幸い，今年度の常議員会では，若手の常議員からの素朴な質問も多く出され，比較的活発な議論が行われています。理事者から提出される議題は，今，正に弁護士会における問題・課題そのものですから，会務問題を知り，理解するための絶好の機会が常議員会であると言えます。若い方々だけでなく，私自身も勉強させてもらっています。会議は民主主義の揺りかごであるという思いを胸に，残りの任期に微力を尽くします。

常議員会副議長に就任して

常議員会副議長　川合 晋太郎（45 期）

常議員会と副議長

常議員会は，総会に次ぐ東弁の重要な意思決定機関です。総会は，臨時総会を入れても，年2回程度しか開催されないため，常議員会は，弁護士会において，国会のような機能を有していると言えます。

この常議員会は，2月の選挙で選出された80名の常議員で構成され，議長及び副議長1人を置くことになっています。常議員会の定足数は，20名（会則53条）ですが，毎回，最低でも約50名程度の常議員の方々が出席されています。

副議長の職責は，議長を補佐し，議長に事故があるときは，議長の職務を行うことですが，今年度の林史雄議長は，毎回，議事進行について入念な準備をなさり，また議事でも的確な議事進行をなさっていますので，議事が始まれば，幸いなことに，私の出番は，採決の際の反対数，留保数の確認程度位です。

その他，副議長は，毎回，会議の冒頭で出席者の人数を報告し，定足数に達し，適法に常議員会が成立していることを宣言し，議事録署名者2名を指名する役割を担っています。

常議員に再びなって

私は，今年度で，常議員は2回目です。前回，約10年前に常議員に初めてなった時は，その重要性がよくわからず，本当のことを言えば結構，寝ていました。しかし，その次の年，常議員をやめて，会についての情報が，激減したことに気づき，いかに，会の運営について，常議員会に多数の情報が集まるかを初めて実感しました。

今年度の常議員会の期別の構成は，20期代2名，30期代6名，40期代15名（内6名は，前副会長），50期代21名，60期代36名で，60期が半分近くをしめるという構成です。

本来は，全員の方に質問，意見を言っていただきたいのですが，どうしても，特定の方，期の上の方に，発言が偏る傾向があります。確かに，前副会長等，期の上の方は，その経験から，鋭い質問，説得力のある意見を言われることも多いです。しかし，基本的な事項と思われる質問の回答を聞いて，私自身が，改めて知ることも多いので，若手の方（に限りませんが）には，積極的に質問等を行うことをお願いします（前回の常議員の時の私の反省も込めて）。残念ながら，副議長は，質問，討論に参加することができません。聞きたいことがあっても聞けず，意見も言えません。黙って座っていなければなりません。常議員の方々は，せっかくの機会ですので，是非，質問，意見等をおっしゃっていただければと思います。

毎年，重要な議案がありますが，今年度も，いままで，選挙会規の改正，錦糸町法律相談センターを移転した上での単独開設，ヘイトスピーチを目的とした公共施設の利用についての意見書の採択等の重要な議案について，常議員会で議論が行われ，採択されました。

また，私が前回常議員を行った時との大きな差は，入会審査の議案が大幅に増えたことです。弁護士になるための登録の外，事務所の移転，インハウスの方の登録等，毎月一定数があります。

これからも重要な議案が予定されています。

最後に

残すところ，3ヶ月となりましたが，今後も，常議員会の活発な議論を多少でも補助し，より良き東弁の発展に努めて行きたいと思っています。

どうか今後とも，よろしくお願いします。